

項目	飯塚市	嘉麻市	宮若市	宗像市	糸島市		
人口	男性	人	61,546	18,057	13,193	45,573	45,933
	女性	人	68,184	21,604	15,252	51,012	51,410
	合計	人	129,730	39,661	28,445	96,585	97,343
高齢者人口	男性	人	14,385	5,098	3,490	10,651	10,579
	女性	人	21,562	8,356	5,591	13,981	14,304
	合計	人	35,947	13,454	9,081	24,632	24,883
世帯数	世帯	55,253	16,178	10,959	38,917	35,554	
面積	km ²	214.13	135.18	139.99	119.67	216.15	
自治基本条例施行年月日		平成22年12月28日	平成23年4月1日	平成18年1月1日	平成25年4月1日		
名称	飯塚市自治基本条例(仮称)	嘉麻市自治基本条例	宮若市自治基本条例	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	糸島市まちづくり基本条例		
前文	<p>私たちのまち飯塚市は、福岡県の中央に位置し、周りを山に囲まれ遠賀川の流れて育まれた良好な環境と多様な文化と歴史を有しています。</p> <p>将来にわたり活気ある飯塚市を築くために、市民一人ひとりが支えあい、助けあい、話しあい、認めあい、安全安心で楽しく、ゆとりとやすらぎを実感できる生活を送れるような、だれもが住みたいまち、住みつけたいまちを建設し、誇りを持って、飯塚市で暮らせるようなまちづくりを目指します。</p> <p>その実現のためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、私たち自身で自治を実践することが大切です。</p> <p>同和問題をはじめ女性、障がい者、高齢者、子ども、外国人の問題等、全ての人の人権が尊重され、市民主役のまちづくりをすすめていくため、今ここに、自治の主体として権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、飯塚市の最高規範である市民自治基本条例を制定します。</p>	<p>嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。</p> <p>地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、全ての人が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>私たちの宮若市は、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間に位置しながら、水や緑などの豊かな自然に恵まれた中、農業、観光をはじめ、歴史、文化、伝統がしっかりと継承されたまちです。また、明治・大正・昭和と国の発展を支えてきた石炭産業に代わり、自動車関連企業を中心とした商工業など、多様な産業が集積するバランスのよい自立したまちとして着実に発展していこうとしています。</p> <p>そして、今、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、地球規模の環境問題、市民ニーズの多様化など、まさに大きな時代の転換期にあります。</p> <p>私たちは、この転換期に市民等が自ら進んでまちづくりに参加し、協働する「協働の精神」を確実に次の世代へと引き継ぎ、私たちのまちを、将来にわたり、連続して受け継がれてきた宮若のよさを活かした真に住みやすいまちとして維持、発展させていかなければなりません。</p> <p>私たちは、市民憲章に掲げた市民等としての心構えとまちづくりの主体である市民等が協働する理念を尊重し、将来の夢や希望を実現できる輝くふるさとを目指し、ここに宮若市自治基本条例を制定します。</p>	<p>このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。</p> <p>その暮らしが実現できるまちをつくっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。</p> <p>まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたちで実現させることができるか、地域分権の担い手として私たちの力量が問われる時代でもあります。</p> <p>いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールをや仕組みを作ろうとする新しい挑戦でもあります。</p> <p>私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。</p> <p>宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれの分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。</p> <p>折しも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手にする事ができるはずで</p> <p>この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。</p> <p>市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。</p>	<p>糸島市は、地域の将来の成長と発展を見据え、平成22年1月1日、同じ生活圏、経済圏、文化圏としてつながりが強かった前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併して誕生しました。</p> <p>古代、伊都国が存在し、大陸からの新たな文化の玄関口であったこの地は、国宝の指定を受けたわが国最大の内行花文鏡が出土するなど、今も当時をしのばせる多くの文化財が存在しています。また、紺べきの玄界灘、深緑の脊振山系、豊かな実りをもたらす糸島平野と緩やかな河川の流れが織り成す田園風景など、美しい自然と景観に恵まれています。加えて、人と人とのつながりが強く、人情味にあふれています。これらの歴史、自然、人と人の絆は、糸島市の象徴であり、たいせつな宝です。</p> <p>「市民が誇りに思い、充実して暮らせる魅力と活力に満ちた糸島市を創る」という大きな目標に向かい、市民、議会、市がともに考え、ともに行動することがまちづくりのかねめとなります。</p> <p>私たち市民には、一人ひとりがまちづくりの主体として、後世のためにも糸島市の持つ豊かな資源を積極的に守り、育て、生かし、郷土愛を育てていくことが求められています。</p> <p>子どもからお年寄りまでのすべての市民が一体となって自らの英知と不断の努力により、糸島市の魅力や価値を高め、基本的人権を尊重し、平和で健やかな暮らしを守っていかねばなりません。</p> <p>私たち市民の知識、経験、技術、思考、行動をまちづくりに存分に生かすことができるよう、この条例を制定します。</p>		
目的	この条例は、飯塚市における自治の基本的な事項を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長等の役割及び責務を明らかにし、飯塚市の自治の確立を図ることを目的とする。	この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。	この条例は、宮若市の自治の基本的事項を定めることにより、市民等の参加による開かれた市政運営を図るとともに、協働によるまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。	この条例は、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民一人一人が快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とする。	この条例は、市民の権利並びに市民、議会及び市の責務を明らかにし、まちづくりの規範となる基本的事項を定めることにより、自治の力を高め、自立した糸島市を実現することを目的とする。		
基本理念	<p>1 飯塚市のまちづくりは、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちづくりは、自分たちで考え、決定するということを基本理念とする。</p> <p>2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、総合計画を定め、当該計画に規定する都市目標像を実現することを旨として行わなければならない。</p>	<p>1 自治の主体は、市民であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、主権を有する市民の信託によるものであり、議会及び市長は、その信託に応えるものとする。</p>		<p>1 市民参画は市民等が等しくまちづくりの主人公であり、実施機関が行う意思決定の過程に参画する権利を有し、満20歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして推進する。</p> <p>2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自立性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを旨して推進する。</p> <p>3 コミュニティ活動は、コミュニティが地域住民の自治によるまちづくりの担い手となることを目指して取り組むこととし、その展開は地域住民の自立性と自主性をもとに推進する。</p>	<p>まちづくりは、自助・共助・公助の精神にのっとり、市民、議会及び市が情報を共有し、参画及び協働によって推進しなければならない。</p>		
総則	<p>第1条(目的)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>第3条(基本理念)</p> <p>第4条(基本原則)</p> <p>第5条(この条例の位置づけ)</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>第3条(定義)</p> <p>第4条(基本理念)</p> <p>第5条(市民自治の原則)</p> <p>第7条(協働の原則)</p> <p>第8条(公正、公平の原則)</p> <p>第2条(条例の位置付け)</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>第4条(協働の原則)</p> <p>第3条(この条例の位置付け)</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>第2条(定義)</p> <p>第3条(基本理念)</p> <p>第29条(協働の原則)</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <p>第4条(基本理念)</p> <p>第3条(条例の位置付け)</p>		
市民等	<p>第6条(市民の権利)</p> <p>第7条(市民の責務)</p> <p>第8条(コミュニティ)</p>	<p>第9条(市民の権利)</p> <p>第10条(市民の責務)</p> <p>第11条(事業者等の責務)</p> <p>第29条(コミュニティ活動の尊重)</p> <p>第30条(コミュニティ活動の支援)</p>	<p>第6条(市民等の権利及び責務)</p> <p>第22条(地域コミュニティの定義)</p> <p>第23条(地域コミュニティの役割)</p> <p>第24条(地域コミュニティ活動への参加)</p> <p>第25条(地域コミュニティ活動への支援)</p>	<p>第5条(市民等の責務)</p> <p>第6条(市及び市民等の共通の責務)</p> <p>第36条(地域住民のコミュニティ活動への参加)</p> <p>第37条(コミュニティ運営協議会の設置)</p> <p>第38条(運営協議会の役割)</p> <p>第39条(運営協議会の責務)</p> <p>第40条(運営協議会の規約等)</p> <p>第41条(コミュニティ活動の拠点)</p> <p>第42条(運営協議会との行政サービスの協働)</p> <p>第43条(行政サービスの協働の登録)</p>	<p>第10条(市民の権利)</p> <p>第11条(市民の責務)</p> <p>第18条(校区の役割)</p> <p>第19条(行政区の役割)</p> <p>第20条(隣組の役割)</p> <p>第21条(自治組織の連携)</p>		

項目	飯塚市	嘉麻市	宮若市	宗像市	糸島市
	第9条(まちづくり協議会)			第44条(市民公益活動団体との協働)	
		第31条(学校と地域との連携協力)			
			第26条(市民活動の定義) 第27条(市民活動団体の役割) 第28条(市民活動団体への支援)	第35条(市民活動)	
住民参加	第10条(市民参画)	第23条(市民参画の推進) 第24条(男女共同参画の推進) 第25条(子どもの参画の推進) 第26条(参画の対象) 第27条(参画の方法)	第20条(パブリックコメント)	第7条(市民参画の対象) 第8条(市民参画の方法) 第10条(市民意見提出手続) 第11条(市民説明会) 第12条(市民ワークショップ)	
	第11条(住民投票)	第28条(協働の推進) 第32条(住民投票の実施) 第33条(住民投票の発議及び請求)	第21条(住民投票)	第22条(住民投票) 第23条(住民投票の請求及び発議) 第24条(署名の収集等) 第25条(投票資格者) 第26条(投票結果の成立要件) 第27条(投票結果の尊重) 第28条(住民投票実施の手続)	第34条(住民投票)
				第13条(意見の考慮等) 第14条(年次計画及び年次報告)	
				第15条(市民政策提案手続) 第16条(政策の提案等) 第17条(署名の収集等) 第18条(提案された政策の検討) 第19条(提案された政策の決定) 第20条(市民政策提案手続の適正運用) 第21条(資料等の提供)	
情報共有	第12条(情報共有) 第13条(情報公開)	第6条(情報共有の原則) 第19条(情報公開及び情報提供)	第5条(情報共有の原則) 第16条(情報の公開及び提供) 第18条(会議の公開)	第4条の2(市の責務)	第5条(情報提供) 第6条(情報公開)
議会及び議員	第14条(議会の役割及び責務) 第15条(議員の役割及び責務)	第12条(議会の役割及び責務) 第13条(開かれた議会運営) 第14条(議員の責務)	第7条(議会の責務)		第12条(議会の責務)
市、市長及び職員	第16条(市長等の役割及び責務) 第17条(職員の役割及び責務) 第18条(職員の育成)	第15条(市長の責務) 第16条(市の役割及び責務) 第17条(職員の責務) 第15条の6(市長の責務)・第16条の4(市の責務及び役割)	第8条(市長の責務) 第9条(市の責務) 第10条(職員の責務)	第4条(市の責務) 第6条(市及び市民等の共通の責務)	第13条(市長の責務) 第14条(市の責務) 第15条(職員の責務)
市政運営の基本	第19条(総合計画) 第20条(法務) 第21条(説明責任) 第22条(個人情報の保護) 第23条(附属機関) 第24条(行政手続) 第25条(要望、苦情等への対応) 第26条(行政評価) 第27条(財政運営)	第20条(説明責任及び応答責任) 第21条(個人情報の保護) 第18条(審議会等の運営) 第22条(救済機関等) 第15条の3・4(市長の責務) 第15条の2(市長の責務)・第16条の2(市の役割及び責務) 第15条の5(市長の責務)	第11条(基本構想等) 第17条(個人情報の保護) 第19条(委員の公募) 第13条(行政手続) 第12条(財政運営) 第14条(法令遵守及び公益目的通報) 第15条(安全安心)	第9条(附属機関等の設置)	第28条(総合計画) 第7条(個人情報の保護) 第16条(附属機関等) 第31条(行政評価) 第33条(健全財政) 第25条(安全・安心の確保及び危機管理体制の整備)
				第30条(協働の拠点づくり) 第31条(市民公益活動団体との行政サービスの協働) 第32条(行政サービスの協働の登録) 第33条(行政サービスの協働の報告) 第34条(協働事業の提案) 第45条(宗像市市民参画等推進協議会の設置) 第46条(委任)	第8条(市民意思の把握) 第9条(魅力に関する情報の発信) 第22条(市の役割) 第23条(まちづくりの拠点施設) 第24条(協働によるまちづくりの推進) 第26条(子育て及び教育の推進) 第27条(自然環境及び文化の保全・活用・継承) 第29条(分野別計画) 第30条(計画の実行) 第32条(改善) 第35条(委任)
他の自治体との連携	第28条(国、県、他の自治体等との連携) 第29条(市外の人々との連携) 第30条(国際交流)	第34条(国及び県との連携協力) 第35条(他の地方公共団体及び関係機関との関係) 第36条(市外の人々との交流)			第17条(国、地方公共団体等との連携)
見直し等	第31条(条例の見直し)	第37条(条例の検討及び見直し) 第38条(自治推進委員会の設置) 第39条(委員会の組織等)	第29条(この条例の見直し)		
議会基本条例の制定の有無	なし	なし	なし	平成25年3月1日施行	なし